

令和4年 第6回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和4年6月15日(水)

会 場 南会津町舘岩会館

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年6月15(水) 午後1時30分

2 開催場所 南会津町館岩会館 2階 会議室

3 出席した委員

農業委員 9名

1番	星 隆一	2番	芳賀 美紀	3番	平野 恒二
4番	馬場 崇裕	6番	湯田 義三	7番	星 洋一
9番	渡部 一男	10番	湯田 孝義	11番	室井 文一

農地利用最適化推進委員 4名

田島第3	星 仁	田島第9	渡部 典弘	館岩第1	佐藤 春香
館岩第3	芳賀 敏				

4 欠席した委員

農業委員 2名

5番	湯田 重行	8番	酒井 圭		
----	-------	----	------	--	--

農地利用最適化推進委員 2名

田島第1	渡部 昭雄	田島第6	湯田 悌一		
------	-------	------	-------	--	--

5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	農地管理進行係長	芳賀 隆徳	職員	玉川百合子
------	-------	----------	-------	----	-------

6 議 事

日程第1 欠席委員の報告について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 報告第1号 会務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について

日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第7 議案第4号 現況確認証明申請について

日程第8 議案第5号 農地利用集積計画決定について

7 会議の概要

事務局長が開会を告げ会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議長

それでは、只今から議事に入ります。

日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条
の規定により欠席の届け出がありました農業委員は、5番、湯田重行委
員、8番、酒井圭委員であります。本日の出席委員は9名ですので、農
業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達してお
ります。

また、会議規則第10条の規定により農地利用最適化推進委員に出席
を求めたところ、4名の方に出席していただいております。

議長

日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則
第20条第2項の規定により、6番、湯田義三委員、7番、星洋一委員を
指名いたします。両名には、本会議における議事録の署名をお願いいた
します。

議長

続きまして、日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題とい
たします。事務局から報告をお願いします。

事務局

(事務局長 報告)

議長

只今、事務局から会務報告の説明がありましたが、ご質問などありま
したらお願いします。

(「ありません。」の声あり)

議長

質問がないようですので、会務報告を終わります。

議長

続きまして、日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可
申請について」を議題といたします。

事件番号1について、地区担当調査員の館岩第1区、佐藤春香推進委
員から調査結果の説明をお願いします。

館岩1

(佐藤春香) 6月9日に電話で調査いたしました。調査した内容は、申
請理由と農地法第3条の許可の要件5つについてであります。まず、申
請理由ですが、譲渡人は、相手方の要望により所有権の移転を行い、譲
受人は、経営規模の拡大を行うものです。次に、農地法第3条の各要件
についてですが、1点目、下限面積要件の状況ですが、申請地は、農用
地区域内の農地ですので下限面積は30aとなります。譲受人の現在の経
営面積は□□□□㎡でありますので、申請地の面積との合計が□□□□
㎡と3,000㎡を超えますので申請地の取得に問題はありません。2点目、
必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請地の
内容を聞き取りしましたところ、年間の農作業従事日数が150日以上の

見込みになっており、目安としている年間 150 日の農作業常時従事要件は、問題ありませんでした。3 点目、地域との調和要件でございますが、既に譲受人が申請地を耕作管理されており、譲受人は、同地区内で耕作されていることから、他の農地に影響を与えるようなことはないと考えられます。4 点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率利用要件につきましては、既に譲受人が耕作されており、耕運機等の大農機具も所有していることから農地の全てを効率的に耕作することに問題ないと思われまます。農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ありません。以上、調査の結果、許可が相当だと判断されるまますので審議をお願いいたします。

議 長 はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号 1 について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号 1 については、原案のとおり決定いたしました。
次に、事件番号 2 を議題といたします。地区担当調査員の田島第 3 区、星仁推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島 3 (星仁) 9 日に〇〇〇〇さんに聞いてきました。今回、●●●●さんが***に移るということで、農地の方は管理できないことから譲渡することになったそうです。〇〇〇〇さんは、家庭菜園、確認したんですが、今もきちっと耕作しており、何ら問題はないと思います。第 3 条の許可の要件ですが、譲受人の現在の面積ですが、□□□□㎡で申請地と合わせますとそれを超えますので、問題ないと思います。2 点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、150 日以上ご夫婦でやられているので、150 日以上と問題はないと思います。地域との調和要件ですが、実際に家庭菜園、他の土地の周りは、畑になってるのでこれも問題ないと思います。4 点目、耕運機を所有していますので、家庭菜園の耕作に問題ないと思われまます。農地所有適格法人要件は、〇〇〇〇さんは法人ではないのでこれも問題ないと思います。以上、調査の結果、許可が相当だと判断されると思われまますので、お願いいたします。

議 長 はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご
異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしま
した。
次に、事件番号3を議題といたします。地区担当調査員の田島第9区、
渡部典弘推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島9 (渡部典弘) 6月9日に電話と現地調査をいたしました。調査した内容
は、申請理由と農地法第3条の許可の要件5つについてであります。申
請理由ですが、譲渡人は、相手方の要望により申請地を売り渡し、譲受
人は、自宅を建築する予定の土地に隣接している申請地を買い付けて家
庭菜園として耕作管理するというものであります。次に、農地法第3条
の許可の状況についてですが、1点目、下限面積要件ですが、申請地は、
農用地区域外の農地ですので0.01aです。譲渡人の現在の経営面積はあ
りませんが、申請地の面積が□□□□㎡と1㎡を超えるため申請地の取
得に問題ありません。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事
要件につきましては、申請の内容を聞き取りましたところ、家庭菜園の
耕作管理に必要な農作業に従事する予定だとのことでしたので、年間
150日を目安としている農作業常時従事要件に問題はありませんでした。
3点目、地域との調和要件でございますが、申請地は、家庭菜園と
して野菜類を作付けする予定ですので、他の農地に影響を与えることは
ありませんので問題ないと考察されます。4点目、農地の全てを効率的
に耕作する、全部効率利用要件につきましては、家庭菜園として野菜類
を作付けする計画となっておりますので、耕作管理に問題ないと考察され
ます。最後、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人では
ありませんので問題ありません。以上、調査の結果、許可が相当だと判
断されますので審議をお願いいたします。

議 長 はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご
異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

議 長 続きます。日程第5「議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。
事件番号1について、地区担当調査員の田島第9区、渡部典弘推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島9 (渡部典弘) 議案書5ページ、番号1をご覧ください。6月9日に申請人に電話と現地調査をしました。調査をした内容は 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてです。申請者は、昭和△年△月△日付福島県指令田農政第△△号で転用許可のあった、調理室兼倉庫を建設する計画でしたが、昭和△年△月△日に転用計画に従って宅地造成工事を行い、調理室、倉庫を計画する計画でしたが、当初の計画者が健康を害してしまい、計画が中断し、現在は廃業しています。その後、一般住宅等の建築をする計画となったため、農地法第5条事業計画変更申請をしたものです。次に、一般基準の各項目の結果について報告します。許可取り消し処分が困難であることについて、申請地は、当初事業計画に従って宅地造成工事を行っており、転用許可の取り消しは適当ではありません。転用事業者の故意、過失がないことにつきましても、当初事業計画は完了しており、問題ない状態です。計画と同程度の緊急性及び必要性があることについては、住宅建築は、令和4年12月20日を工期の期限としていますので、建築期間を考察しますと、前計画と同等の緊急性、必要性が認められます。変更後の転用実現の確実性があることは、資金計画も済んでおり、工期の関係から変更後の事業の遂行は確実と考察されます。農業の影響が全計画の同程度以下であることについては、既に前計画において宅地造成工事が行われていることから問題ありません。変更後の事業が許可相当であることについても、一般住宅の建築であるため問題ありません。以上のことから申請内容に問題はなく、許可が相当であると考えますので審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

- 議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
- 次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第9区、渡部典弘推進委員からの調査結果の説明をお願いします。
- 田島9 (渡部典弘) 裏面の2をご覧ください。6月9日に申請人に直接お会いして現地調査をいたしました。調査をした内容は 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてです。申請者は、昭和△年△月△日付福島県指令田農政第△△号で転用許可のあった調理室兼倉庫を建設する計画でしたが、昭和△年△月△日に転用計画に従って宅地造成工事を行い、調理室、倉庫を計画する計画でしたが、当初の計画者が健康を害してしまい、計画を中断し、現在は廃業しています。当該地は、継承者の住宅が隣接しており、住宅屋根からの落雪が隣接地との境界を越え問題を解消するため、雪捨て場として購入し土地造成する計画となったことから、農地法第5条事業計画変更申請をしたものです。次に、一般基準の各項目の調査結果について報告します。変更承認の条件は、次の全てを満たすとき承認されます。許可取り消し処分が困難であること。申請地は、当初事業計画に従って宅地造成工事を行っており、転用許可の取り消しは適当ではありません。転用事業者の故意、過失がないことは、故意や過失ではありませんので問題ありません。前計画と同程度の緊急性及び必要性があることは、土地造成は令和4年7月31日を工期の期限としていますので、土地造成期間を考察しますと、前計画と同等の緊急性、必要性が認められます。変更後の転用実現の確実性があることは、資金計画も済んでおり、工期の関係から変更後の事業の遂行は確実と考察されます。農業の影響が前計画の同程度以下であることについては、既に前計画において宅地造成工事が行われていることから問題ありません。変更後の事業が許可相当であることについては、雪捨て場とするものであり問題ありません。以上のことから、申請内容に問題はなく、許可が相当であると考えますので審議をお願いいたします。
- 議 長 はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議 長

続きまして、日程第6「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事件番号1について、地区担当調査員の田島第6区、湯田悌一推進委員が欠席ですので事務局から説明をお願いします。

事務局

(係長) 議案書8ページと合わせまして、資料3、農地法第5条第1項の規定による許可申請、事件番号1を併せてご覧いただきたいと思えます。譲渡人につきましては ***の●●●●さんとなります。譲受人につきましては ○○○○となっております。許可を受けようとする土地の表示につきましては ***字***番となります。地目が田、面積が□□□□㎡となっております。申請理由につきましては、現在、県営によります***地区内の用水路整備が実施されております。その用水路整備で発生しました残土置き場として、当用地を一時転用するという内容となっております。立地基準、いわゆる農地区分ですが、申請地につきましては、地図を見ていただくとわかるんですが、町立の***小学校や***公民館など、町役場同等の公共施設に類する施設のおおむね300m以内の区域となっております、公共施設至近距離農地となっておりますので、第3種農地となります。第3種農地につきましては、転用許可しうる農地というような許可基準となっております。次に、一般基準の各項目の調査結果についてですが、1点目、転用に必要な資力があるかにつきましては、無償による使用貸借権の設定となるため問題はありません。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかにつきましては、登記簿等に抵当権などの設定はありませんのでこちらも問題ありません。3点目、許可後遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、県営の工事となっております、工事もすでに具体的になっておりますので遅滞なく着手する見込みとなっております。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかにつきましては、こちらも特に問題ございません。5点目、転用面積が妥当であるかにつきましては、残土置き場として、□□□□㎡の転用許可申請面積は、過大ではないと認識しております。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないかにつきましては、他の農地に対する営農条件への障害や日照の問題、農地の分断も無いことから、問題ないと思われれます。一時転用ということで、工事完了後につきましては、残土の石等を取り除きまして土地を均し、農地を復元する計画となっております。以上、調査の結果、許可が相当であると思えますので審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議 長

説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。

発言のある方は、挙手願います。

本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご
異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしま
した。
次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第1区、
渡部昭雄推進委員が欠席ですので事務局から説明をお願いします。

事務局 (係長) 続きまして、同じく9ページ、資料ナンバー4を併せてご覧い
ただきたいと思います。譲渡人につきましては、●●●●さん、***
の方になります。譲受人につきましては、***に現在お住まいの○○
○○さんご夫妻になります。申請地につきましては、***都市計画事
業***周辺地区都市開発土地区画整理事業施行地区内の土地になっ
ております。従前の土地につきましては、***字***となっておりま
す。土地区画の仮換地の地番につきましては***街区、***号、
面積□□□□㎡となっております。こちらにつきましても、渡部推進
委員に調査していただいた内容を説明させていただきたいと思いま
す。申請理由につきましては、譲受人は、現在、***で借家して居住さ
れているというような状況になっておりますが、子どもさんが増えてか
なり家自体が手狭になってきており、持ち家を建築したいということで、
町中心部の都市計画区画整理区域内に位置しております当該地を住宅
用地として最適地と判断し、今回の申請となっております。立地基準
につきましては、申請地は、***都市計画事業***周辺地区土地区
画整理事業施工地区内に位置している農地となっておりますので、
農地基準は、第3種農地となります。第3種農地の転用は、許可し
うる転用許可基準となっておりますので問題ないかと思われま
す。一般的な基準の各項目の調査結果につきましては、1点目、
転用に必要な資力などがあるかにつきましては、申請書に添付
されておりました住宅ローンの資料を確認させていただいたところ、
融資が承認となっていることから問題はないと思われま
す。2点目の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得
ているかにつきましては、抵当権などの設定はありませんで
したので、こちらにつきましても問題ないかと思われま
す。許可後遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かとい
うことにつきましても、既に具体的な計画がございますので、
遅滞なく着手される見込みがございます。他の法令の許認可
の見込みはあるかにつきましては、こちらも特に問題ないか
と思われます。5点目の転用面積が妥当であるかにつきま
しては、住宅用地、駐車場、通路等の建築を目的としている
ことから、□□□□㎡の転用の許可申請面積は過大でない
と考えております。6点目、周辺農地の営農条件に影響を
与える恐れがないかにつきましては、土地区画整理事業
施工地区内の農地であり、他の農地に対する営農条件
への障害や、日照の問題、農地の分断も無いと考えられ
ます。

以上、調査の結果、許可が相当であると判断されますので審議をお願いしたいと思います。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してのご質疑ございませんか。

議長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番2については、原案のとおり決定いたしました。
次に、事件番号3を議題といたします。地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員が欠席ですので事務局から説明をお願いします。

事務局 (係長) 続きまして、議案書9ページをご覧いただきたいと思います。併せて資料5もご覧いただきたいと思います。こちらも渡部推進委員に確認していただいた内容につきまして、ご説明させていただきたいと思います。申請理由につきましては、譲渡人は、●●●●さん、***の方になります。譲受人は、○○○○さんになります。許可を受ける土地の表示につきましては、***字***になります。地目が田、面積が□□□□㎡となっております。申請理由につきましては、譲受人の○○○○さんにつきましては、▼▼▼▼と合わせまして▼▼▼▼も営んでるということで、その▼▼▼▼の顧客の方から住宅用地を探しているというような話があり、今回、分譲用地の造成が必要となりまして、町中心部に位置し、大規模団地に隣接している当該申請地を分譲用宅地として利用上最適であると判断したことから、今回申請となったものであります。立地基準につきましては、申請地につきましては、住宅、事業施設、公共施設、公益的施設等が連担しており、かなり進んでいる区域であり、第3種農地となっております。第3種農地につきましては、転用しうる農地という基準となっております。一般基準の各項目につきましては、1点目、転用に必要な資力などがあるかにつきましては、申請書に添付されていた預貯金通帳の写しから、事業費の△△△△円を確保できる見込みであり、問題ありません。2点目の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかにつきましては、登記簿に抵当権などの設定はありませんでしたので問題ないとのことです。3点目、許可後遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かということにつきましても、既に計画が具体的でして、遅滞なく着手されることが見込まれております。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかにつきましては、特に問題ないかと思われます。5点目、転用面積が妥当であるかにつきましては、宅地分譲用地、今現在、4区画を計画されておまして、□□□□㎡の

転用の許可申請面積は、過大ではないと考えております。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないかにつきましては、住宅に隣接する農地でありまして、現在は、休耕田ということで管理されております。他の農地に対する営農条件への障害や日照の問題、農地の分断も無いことから問題ないと考えております。以上、調査の結果、許可が相当であると判断されますので審議をお願いしたいと思います。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してのご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番3については、原案のとおり決定いたしました。
次に、事件番号4を議題といたします。地区担当調査員の田島第9区、渡部典弘推進委員から調査の結果の説明をお願いします

田島9 (渡部典弘) 9ページ及び資料6をご覧ください。6月9日に申請人に直接会って調査をしました。申請理由ですが、譲受人は、現在***のアパートを賃借していますが、手狭になっているため、持家を建築する計画となり今回の申請となりました。通勤の利便性や生活環境などを考慮し土地を探していたところ、国道に面し、位置的、地形的にも適当である当該地が最適地と判断し、用地として選定したものです。立地基準についてですが、農地の区分になりますので、事務局で調べていただきました。住宅、事業施設が連担し、市街化が相当進んでいる区域で、第3種農地となります。第3種農地の転用は、許可しうる許可基準となっております。次に、一般基準の各項目の調査結果について報告します。
1点目、転用に必要な資力などがあるかについてですが、申請書に添付されている預貯金通帳の残高から、住宅建築費などの支出予定額△△△△円の確保はできており、問題ありません。2点目の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかにつきましては、登記簿に抵当権などの設定はありませんでしたので、問題ありません。3点目、許可後遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、計画が具体的であり、遅滞なく着手されることが見込まれております。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかにつきましては、問題ありません。5点目、転用面積が妥当であるかという点につきましては、住宅用地、駐車場、通路等の所要面積から、□□□□㎡の転用の許可申請面積は過大な面積ではありません。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないかにつきましては、住宅に隣接する農地であり、現在は

休耕田であることから、他の農地に対する営農条件への障害や日照の問題、農地の分断も無いことから問題ありません。以上、調査の結果、許可が相当であると判断されますので審議をお願いしたいと思います。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してのご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号4について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番4については、原案のとおり決定いたしました。
次に、事件番号5を議題といたします。地区担当調査員の田島第9区、渡部典弘推進委員から調査の結果の説明をお願いします

田島9 (渡部典弘) 議案書の10ページ及び資料7をご覧ください。6月9日に申請人に直接会って調査をしました。申請理由ですが、譲受人は、***地区に居住していますが、冬季間に自宅屋根からの落雪が隣接地に迷惑をかけることとなるので、雪捨て場が必要となった。そこで、自宅に隣接している当該地が最適地と判断し、用地として購入し雪捨て場とするものです。立地基準についてですが、農地の区分になりますので事務局で調べていただきました。住宅、事業施設が連担し、市街化が相当進んでいる区域で、第3種農地となります。第3種農地の転用は、許可しうる許可基準となっております。次に、一般基準の各項目の調査結果について報告します。1点目、転用に必要な資力などがあるかについてですが、転用行為の為の事業費は見込んでいないことから問題ありません。2点目の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかにつきましては、登記簿に抵当権などの設定はありませんでしたので問題ありません。3点目、許可後遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、遅滞なく着手されることが見込まれます。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかにつきましては、問題ありません。5点目、転用面積が妥当であるかという点につきましては、雪捨て場として、□□□□㎡の転用の許可申請面積は過大な面積ではありません。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないかにつきましては、住宅に隣接する農地であり、現在は休耕田であることから、他の農地に対する営農条件への障害や日照の問題、農地の分断も無いことから問題ありません。以上、調査の結果、許可が相当であると判断されますので審議をお願いしたいと思います。

- 議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号5について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番5については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第3号の審議を終了いたします。
- 議 長 続きまして、日程第7「議案第4号 現況確認証明申請について」を議題といたします。
事件番号1について、地区担当調査員の舘岩第3区、芳賀敏推進委員から調査結果の説明をお願いします。
- 舘岩3 (芳賀敏) 資料8をご覧ください。6月9日に現地に行ってきましたが、●●●●さんが入院中とのことで❖❖❖❖さんの立会いの下、現況確認してまいりました。建物の***は宅地になっておりますが、その前の***が農地になっております。現況確認しましたら、建物と道路の間は全部コンクリート舗装になっております。これでは、農地にするのは、無理だと思います。また、農地にした場合も車庫に車が入ることができないと思います。以上の調査の結果、宅地の証明であると判断されますので審議をお願いいたします。
- 議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してのご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第4号の審議を終了いたします。
- 議 長 続きまして、日程第8「議案第5号 農地利用集積計画決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

(玉川) 議案書の 14 ページ以降をご覧くださいと思います。利用権設定の 6 月分になります。筆数、面積、再設定、新規の順で説明申し上げます。まず、再設定につきまして、地目、田 8 筆、面積が□□□□㎡となっております。畑につきましては、11 筆、□□□□㎡となっております。新規設定につきましては、田が 165 筆の□□□□㎡、畑が 12 筆の□□□□㎡となっております。再設定と新規合わせまして、田が 165 筆の□□□□㎡、畑が 12 筆の □□□□㎡となっております。

次に、15 ページ以降の説明をさせていただきたいと思います。まず、15 ページの番号 2、利用権設定を受けた方の名前が入っていませんが、その下の 3 番目の●●●●さんが 2 番目の**につきまして利用権設定するというので、ご記入していただきたいと思います。こちらの大●●●●さん、15 ページの 2 番から 19 ページの 92 番まで利用権設定されるということで、面積、筆数多くなっていますが、こちらは、今まで●●●●さんのお父さん、❖❖❖❖さんが耕作されていましたが、昨年お亡くなりになられたということで、後継者の●●●●さんが、ほぼ全筆、お父さんが借りていました農地を、借り受けて農業経営するため、今回新規というような形で設定をさせていただくこととなります。基盤法は、所有者が亡くなった場合ですと自動的に相続人の方に移行となりますが、耕作者の方が亡くなった場合は、自動解約になりまして、一度所有者の方に耕作権が戻るというような形になっており、今回改めて、●●●●さんが新規で契約を結ぶというような形になっております。続きまして、使用貸借権の設定ですが、全 177 筆ありますが、その中で***地域の***地区、番号の 91 番が 1 件、***地区、番号で言いますと、102, 103 番、***地域の***地区、番号 115 番から 123 番の合計 12 筆が、使用貸借権という形で設定されてございます。参考までになんですけど、***地区の使用貸借権につきましては、◎◎◎◎さんが牧草地ということで設定されるという中身になってございます。続きまして、20 ページの番号 121 から 23 ページの 177 番までにつきましては、農地中間管理事業によります集積計画一括方式による利用権設定になっております。24 ページから 27 ページにつきましては、農地中間管理機構から設定を受ける方に対する設定という形でございます。以上で説明終わります。

議長

説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第5号の審議を終了いたします。
以上で、総会に付議されました議事案件は、全て終了いたしました。

議 長 次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局長 説明)

議 長 説明が終わりました。何かご質問がありませんか。

議 長 それでは その他 に入ります。皆さんから何かご意見がありましたらお伺いいたします。何か質問などありませんか。
それでは、無いようなので代理の方から閉会の言葉をお願いします。

職務代理 田植えが終わって一息のところ長時間にわたってありがとうございました。
これをもちまして終了といたします。ありがとうございました。

閉会 午後 2時36分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

6 番

7 番